

練馬区巡回診療、巡回健診等およびドーピング検査における採血の医療法上の取扱要領

平成 27 年 10 月 16 日

27 練健生第 1323 号 制定

令和 3 年 1 月 28 日

2 練健生第 549 号 全部改正

(目的)

第 1 条 この要領は、練馬区内において巡回診療、巡回健診等およびドーピング検査における採血（以下「巡回診療等」という。）を実施する場合の要件および事務手続等を定めるものである。

(定義)

第 2 条 この要領における用語の定義は、つぎに定めるところによる。

巡回診療とは、一定地点において公衆または特定多数人に対して診療（予防接種を含む。）が行われるものであって、巡回診療によらなければ住民の医療の確保等が困難であると認められるもの（ただし、健康診断、予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種（予防接種法施行令(昭和 23 年政令第 197 号)に規定する対象年齢以外の者に接種する場合も含む。）地方公共団体が直接または委託して実施する検査のための採血のみの実施は除く。）をいう。

巡回健診等とは、医療機関外の場所で行う公共的な性格を有する定型的な健康診断、予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種（予防接種法施行令に規定する対象年齢以外の者に接種する場合も含む。）地方公共団体が直接または委託して実施する検査のための採血のみを実施するもの（ただし、疾病の治療を前提としたものを除く。）をいう。

ドーピング検査における採血とは、世界ドーピング防止規程に基づき国際的な規模のスポーツ競技会および全国的な規模のスポーツ競技会（以下「国際競技大会等」という。）において国際競技大会等に出場するスポーツ選手に対して実施されるドーピング検査に用いる検体の採取を目的とした採血のみを実施するもの（ただし、受検者が自ら採取するものを除く。）をいう。

(実施の条件)

第 3 条 巡回診療等を行う者は、つぎのいずれかに該当しなければならない。

巡回診療等を行うことができる構造設備を有している車両または船舶内で行うもの（以下「移動施設」という。）であること。

前号以外の施設で行う巡回診療等については、建築物の一部等を利用することとし、併せて、当該事業を行うことができる構造設備を有していること。ただし、この場合にあつては、定期的に反復継続または一定の地点において継続して行われるものでないこと。

2 ドーピング検査における採血を行う者は、「日本国内ドーピング検査における採血に関する指針（日本アンチ・ドーピング機構）」を遵守しなければならない。

(巡回診療の実施に関する手続等)

第 4 条 巡回診療を行う者は、つぎのとおり手続を行わなければならない。

病院または診療所の事業以外の事業として都内で行う場合

実施主体ごとに診療所開設の手続を行わなければならない。また、巡回診療実施計画書（様式

1) をあらかじめ実施主体の住所または連絡場所を所管する保健所へ提出すること。また、手続にあたってはつぎに掲げるところによらなければならない。

- ア 開設の許可にあたっては、臨床研修等修了医師または臨床研修等修了歯科医師でない当該実施主体から練馬区医療法施行規則(平成9年3月練馬区規則第32号)で定める診療所開設許可申請書を巡回診療の実施前に提出すること。
- イ 開設の届出にあたっては、臨床研修等修了医師または臨床研修等修了歯科医師である当該実施主体から練馬区医療法施行規則で定める診療所開設届を巡回診療実施計画書提出と同時に提出すること。
- ウ 実施主体が都内に所在しない場合は、開設者の住所については、実施主体の住所に併せて、都内の連絡場所を記載すること。
- エ 開設の場所に代えて、おおむね3か月から6か月までの期間ごとに当該実施主体から巡回診療実施計画書を提出すること。これを変更したときも同様とする。
- オ 開設の目的および維持の方法については、診療報酬の徴収方法を併記すること。
- カ 移動施設を利用する場合は、敷地および建物の状況に代えて、その構造設備の概要を記載すること。なお、これを変更した場合には変更許可または届出の手続を行うこと。
- キ 巡回診療実施計画書に記載された医師または歯科医師である実施責任者をもって管理者とみなすこととする。なお、この場合においては、医療法(昭和23年法律第205号)第12条第2項の規定に基づく許可は要しないものとする。
- ク 開設の許可を受けた者にあつては、医療法施行令(昭和23年政令第326号)第4条の2第1項および第2項の規定に基づく開設後の届出は、省略できるものとする。
- ケ 医療法第8条の規定に基づく開設の届出をする者および医療法施行令第4条第3項の規定に基づく変更の届出をする者にあつては、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第4条第3号の規定に基づく事項の届出は、省略できるものとする。
- コ 開設の許可は、当該事業のみを行うための許可とする。また、巡回診療実施計画書が引き続き提出されない場合(6か月以上)であつて、正当な理由のない場合には、廃止されたものとする。

都内に所在する病院または診療所の事業として都内で行う場合

巡回診療実施計画書をあらかじめ当該事業を行う病院または診療所の所在地を所管する保健所へ提出すること。また、手続にあたってはつぎに掲げるところによらなければならない。

- ア 新たな診療所開設の手続を要しないものとするが、おおむね3か月から6か月までの期間ごとに当該病院または診療所から巡回診療実施計画書を提出すること。また、これを変更したときも同様とする。
- イ 当該病院または診療所の開設者が公益法人等(医療法人を除く。)である場合には定款または寄附行為を添付すること。
- ウ 巡回診療実施計画書に記載された医師または歯科医師である実施責任者をして、当該病院または診療所の管理者の指揮監督のもとに医療法およびこれに基づく法令の管理者に関する規定に則って管理すること。
- エ 医療法施行令第4条または第4条の2第1項もしくは第2項の規定に基づく許可または届

出を要しないものとする。

都外に所在する病院または診療所の事業として都内で行われる場合は第1号の規定を準用する。

(巡回健診等の実施に関する手続等)

第5条 巡回健診等を行う者は、つぎのとおり手続を行わなければならない。

都内に所在する病院または診療所の事業として都内で行う場合

巡回健診等実施計画書(様式2)をあらかじめ当該事業を行う病院または診療所の所在地を所管する保健所へ提出すること。また、手続にあたってはつぎに掲げるところによらなければならない。

ア 新たな診療所開設の手続を要しないものとするが、おおむね1か月から3か月までの期間ごとに当該病院または診療所から巡回健診等実施計画書を提出すること。また、これを変更したときも同様とする。

イ 巡回健診等実施計画書に記載された医師または歯科医師である実施責任者をして、当該病院または診療所の管理者の指揮監督のもとに医療法およびこれに基づく法令の管理者に関する規定に則って管理すること。

ウ 診療放射線技師が、病院または診療所以外の場所で、多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師または歯科医師の立会いがなく、胸部エックス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。)のために100万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するときには、つぎに掲げる取組を実施し、安全の確保を十分に図ること。

(ア) 事前に責任医師の明確な指示を得ること

(イ) 緊急時や必要時に医師に確認できる連絡体制の整備

(ウ) 必要な機器・設備、撮影時や緊急時のマニュアルの整備

(エ) 機器の日常点検等の管理体制、従事者の教育・研修体制の整備

前号に該当しない場合には、実施場所ごとに医療法第7条第1項または第8条の規定に基づく診療所開設の手続を行わなければならない。

(ドーピング検査における採血の実施に関する手続等)

第6条 ドーピング検査における採血を行う者は、つぎのとおり手続を行わなければならない。

ドーピング検査における採血実施計画書(様式3)をあらかじめ当該事業を行う病院または診療所の所在地を所管する保健所へ提出すること。また、手続にあたってはつぎに掲げるところによらなければならない。

都内に所在する病院または診療所の事業として都内で行う場合

ア 新たな診療所開設の手続を要しないものとするが、おおむね3か月から6か月までの期間ごとに当該病院または診療所からドーピング検査における採血実施計画書を提出すること。また、これを変更したときも同様とする。

イ ドーピング検査における採血実施計画書に記載された医師である実施責任者をして、当該病院または診療所の管理者の指揮監督のもとに医療法およびこれに基づく法令の管理者に関する規定に則って管理すること。

ウ 採血を行う場所に看護師のみを配置する場合には、採血の各過程において常時実施責任者

である医師と連絡を取り指示を受けることおよび緊急時には当該医師が直ちに対応することが可能な体制を確保すること。

前号に該当しない場合には、実施場所ごとに医療法第7条第1項または第8条の規定に基づく診療所開設の手術を行わなければならない。

(各実施計画書の審査および決定後の処理)

第7条 保健所長は、各実施計画書の申請があったときは、申請の内容を第4条から第6条の規定により審査を行う。なお、実施場所が練馬区外のもので、巡回診療等に該当するか疑義が生じるときは、実施場所を所管する保健所に確認をとること。

2 保健所長は、前項の規定により審査を行い、各実施計画書の受理を決定したときは、つぎのとおり手続をする。

申請書に收受印を押印し、1部は申請者に交付し、1部は保管する。

実施場所が練馬区外の巡回診療等にあつては、收受印を押印した申請書1部を実施場所を所管する保健所に送付する。

病院が実施する巡回診療等にあつては、経由印を押印後、申請書2部を東京都福祉保健局医療政策部医療安全課(以下、「東京都」という。)あてに送付する。

前号の規定により東京都へ送付した申請書のうち、実施場所が練馬区内であるときは、東京都より收受印が押印された申請書1部が送付されるので、保管する。

(巡回診療等実施に関する指導)

第8条 保健所長は、巡回診療等実施にあたり、つぎのとおり指導を行う。

実施内容および実施方法等について、必要に応じ適宜適正な指導を行うこと。

衛生上、防火上および保安上安全と認められる場所を選定し、かつ、清潔を保持させること。

実施にあたって、医療安全を確保させること。

実施主体の既存の病院または診療所における通常の診療に支障を生じないことを確認し、必要に応じて指導すること。

付則(令和3年1月28日2練健生第549号)

実施内容	実施主体の事業の別	実施する病院または診療所の所在地	
		都 内	都 外
通常の診療によりがたい診療（予防接種含む。） ＊健康診断、予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種（予防接種法施行令に規定する対象年齢以外の者に接種する場合も含む） 地方公共団体が直接または委託して実施する検査のための採血のみの実施は除く	病院・診療所の事業以外	第4条第1項第1号の手続	
	病院・診療所としての事業	第4条第1項第2号の手続	第4条第1項第3号の手続
第5条第1項第1号の手続		第5条第1項第2号の手続（通常の診療所開設）	
第6条第1項第1号の手続		第6条第1項第2号の手続（通常の診療所開設）	
健康診断、予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種（予防接種法施行令に規定する対象年齢以外の者に接種する場合も含む） 地方公共団体が直接または委託して実施する検査のための採血のみの実施			
ドーピング検査における採血			